

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		キャリア形成促進助成金（中小企業雇用創出等能力開発助成金）（20-088）					
実施主体		（独）雇用・能力開発機構					
事業概要		中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第4条に基づく雇用管理に係る改善計画の認定を受けた事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		109,600	56,352	247,354	149,668	120,238	
目 標 と 評 価	目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主(助成金利用者)から本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合:80%以上</li> <li>・助成措置の対象となった従業員から、助成措置となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合:80%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率:50%以上</li> <li>②事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合:80%以上</li> <li>③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合:80%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率:50%以上</li> <li>②事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合:80%以上</li> <li>③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合:80%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率:50%以上</li> <li>②事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合:80%以上</li> <li>③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合:80%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率:50%以上</li> <li>②事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合:80%以上</li> <li>③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合:80%以上</li> </ul>	
	実 績	目標の達成度合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>①達成(実績100%)</li> <li>②達成(実績97.9%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①達成(実績58.8%)</li> <li>②達成(実績100%)</li> <li>③達成(実績100%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①達成(実績89.7%)</li> <li>②達成(実績100%)</li> <li>③達成(実績100%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①達成(実績75.0%)</li> <li>②達成(実績98.2%)</li> <li>③達成(実績100%)</li> </ul>	—
		事業執行率	76% (83,482千円/109,600千円)	151%(85,128千円/56,352千円)	支給金額(千円) 30%(73,007千円/247,354千円)	支給額 47%(69,834千円/149,668千円)	—
	評価結果		施策としては原則継続。必要に応じ手法の改善を行う。	A	B	B	—

## 〈調査結果〉

### 1 事業執行率等（項目1（1）－ア関係）

本事業は、中小企業労働力確保法第4条に基づき、労働力の確保を図るための労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業の計画（以下「改善計画」という。）について都道府県知事による認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）等が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成するものである。

本助成金の受給に当たっては、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進のための相談その他の援助等実施要領（平成16年3月1日要領第8号。以下「実施要領」という。）に基づき、(独)雇用・能力開発機構都道府県センター統括所長は、助成金の支給を受けようとする認定中小企業者等に対して受給資格認定申請書を、助成金の受給資格認定を受けた場合には支給申請書をそれぞれ必要とされる書類を添えて提出させることとされている。

今回、(独)雇用・能力開発機構の8地方センター（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川及び福岡）における業務の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

本助成金については、①キャリア形成促進助成金のうち本助成金のみが、雇用管理の改善を実施するための改善計画について都道府県知事の認定を事前に受ける必要があること、②キャリア形成促進助成金には、本助成金のほかに訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金等があり、助成率も大きく変わらないことから、手続の比較的容易な助成金を選定する事業者が多い、③創業して間もない事業者が社員の職業訓練について考えることが少ないなど、制度が事業主のニーズに沿ったものとなっていないことから、事業執行率（予算額に対する支給金額の割合）が平成19年度30%、20年度47%と低調となっている。

8地方センターにおける、平成17年度から20年度までの本助成金の申請件数、支給件数、支給延人員、支給額の推移をみると、表1のとおりとなっている。

表1 助成金の申請件数、支給件数、支給延人員及び支給額の推移

(単位：件、人、千円)

区 分		平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
北海道	申請件数	2	1	1	2
	支給件数	2	1	1	2
	支給延べ人員	42	464	34	34
	支給額	1,276	2,281	1,371	850
宮城	申請件数	2	3	2	3
	支給件数	2	3	2	3
	支給延べ人員	37	53	52	50
	支給額	2,214	1,262	2,101	1,847
東京	申請件数	3	1	7	1
	支給件数	2	2	7	1
	支給延べ人員	10	4	27	8
	支給額	461	273	1,065	212
愛知	申請件数	17	6	7	8
	支給件数	17	6	4	8
	支給延べ人員	257	94	50	61
	支給額	8,414	3,497	1,234	2,468
大阪	申請件数	1	0	4	5
	支給件数	1	0	3	5
	支給延べ人員	2	0	78	37
	支給額	200	0	2,875	1,124
広島	申請件数	3	7	6	6
	支給件数	3	7	6	6
	支給延べ人員	25	157	324	336
	支給額	826	4,504	4,615	4,915
香川	申請件数	0	0	1	2
	支給件数	0	0	1	2
	支給延べ人員	0	0	2	24
	支給額	0	0	108	1,305
福岡	申請件数	13	6	4	3
	支給件数	12	6	4	3
	支給延べ人員	125	34	18	60
	支給額	5,445	1,102	425	1,971

(注) 当省の調査結果による。

## 2 申請書類の簡素化 (項目 1 (2) -イ関係)

事業主は、本助成金の受給に当たって、上記 1 のとおり、中小企業労働力確保法に基づく都道府県知事による雇用管理に係る改善計画の認定を受けた後、訓練開始前にセンターに受給資格認定申請書を提出し認定を受け、訓練実施後に支給申請書を提出し決定を受ける必要がある。それぞれの申請書には、表 2 に掲げる必要書類を添えて提出することとされている。

表2 受給資格認定申請及び支給申請における添付書類

受給資格認定申請	支給申請
①改善計画認定通知書（写） ②改善計画認定申請書並びに当該認定申請書に添付した全ての書類（写） ③年間職業能力開発計画書 ④職業能力開発推進者選任届（写） ⑤雇用保険適用事業所設置届（写） ⑥個人事業主にあつては開廃業届出書（写） ⑦創業においては申請事業主の代表者の前歴を明らかにした書類 ⑧その他担当センター統括所長が必要と認める書類	①助成金の申請額内訳 ②新分野進出等に係る改善計画の認定を受けた認定中小企業者にあつては、新分野進出等の状況報告書 ③前年度あるいは更に前年度の労働保険料の納付書・領収証書（写）（創業して間もない等の場合を除く。） ④初回の受給資格認定申請書の提出日の6か月前の日から支給申請日までの間に当該認定中小企業者が雇用する常用労働者及び離職した常用労働者の氏名、離職年月日等が明らかにされた労働者名簿等（写） ⑤新分野進出等に伴う事業の用に供するための施設又は設備等の内容及びその費用負担を証明する書類（写） ⑥雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写） ⑦賃金の額、手当等の種類、勤務時間、勤務場所、勤務内容及び雇入れ年月日が明らかにされた採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書（写） ⑧出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿等（写） ⑨支払われた賃金が明確に記載された賃金台帳等（写） ⑩対象労働者の業務内容、部署を明らかにされた申請事業所の組織図等の書類（写） ⑪個人別の労働者名簿（写） ⑫給与支払事務所等の開設届出書（写）（所轄税務署の受印があるもの） ⑬源泉所得税の領収証書（写）（所轄税務署の受印があるもの） ⑭新分野進出等に係る仕入れ及び売上に係る伝票（直近1箇月分）等（写） ⑮現金出納帳及び預金通帳（写） ⑯前各号に掲げるものの他、センター統括所長が必要と認める書類

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、各地方センターに提出された申請書類についてみると、次のような状況がみられた。

（東京センター）

平成18年度から19年度における受給資格認定申請書及び支給申請書を5件抽出して確認したところ、同センターに提出済みの受給資格認定申請書及び年間職業能力開発計画並びに同センターが発出した受給資格認定通知書の写しを支給申請書に添付させているものの4件、同じ就業規則（規程）を両申請書に重複して添付させているものが3件みられる。

（大阪センター）

事業主の負担を軽減するため、支給申請時に提出することとされている、「①個人別の労働者名簿（写）、②雇用契約書等（写）、③給与支払事務所等の開設届出書（写）、④源泉所得税の領収書（写）、⑤新分野進出等に係る仕入及び売上に係る伝票（写）、⑥総勘定元帳（写）」の提出を省略し、受給資格認定申請時に提出することとされている就業規則や支給申請時に提出することとされている組織図、賃金台帳、出勤簿、職業訓練等実施報告書、研修修了証書、労働保険料納付領収書等で必要な内容を確認している。

また、本助成金により新分野進出等に伴い必要となる職業訓練を計画する事業主においては、新分野進出等のための基盤人材の確保に対する助成である「人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）（20-012）」との併給が可能となっているが、大阪センターでは、両助成金を申請する事業主に対し、本助成金の申請において、人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）（20-012）」で提出している書類と重複する書類の提出を省略している。

実施要領に基づく「人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）（20-012）」の実施計画及び支給申請、「キャリア形成促進助成金（中小企業雇用創出等能力開発助成金）（20-088）」の受給資格認定申請及び支給申請に必要とされる添付書類で、重複しているとみられるものは、表3のとおりである。

なお、平成19年度から20年度にわたり本助成金を受給した140事業所の中で新分野進出等に伴い必要となる職業訓練を計画したものは31事業所であり、これらのうち22事業所（71.0%）で「人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）（20-012）」も併給している。

表3 人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）（20-012）及びキャリア形成促進助成金（中小企業雇用創出等能力開発助成金）（20-088）の各申請時に重複して求められている書類

①実施計画及び受給資格認定申請に必要とされている添付書類

	中小企業基盤人材確保助成金（20-012）の実施計画（新分野進出の場合）	中小企業雇用創出等能力開発助成金（20-088）の受給資格認定申請（同左）
①改善計画認定通知書（写）	○	○
②改善計画認定申請書並びに当該認定申請書に添付した全ての書類（写）	○	○
③雇用保険適用事業所設置届（写）	○	○
④個人事業主にあつては開廃業届出書（写）	○	○
⑤創業においては申請事業主の代表者の前歴を明らかにした書類	○	○
⑥その他担当センター統括所長が必要と認める書類	○	○

②支給申請に必要とされる添付書類

	中小企業基盤人材確保助成金（20-012）（新分野進出の場合）	中小企業雇用創出等能力開発助成金（20-088）（同左）
①前年度あるいは前々年度の労働保険料の納付書及び領収証書（写）（創業して間もない等の場合を除く。）	○	○
②申請事業主が、他の事業主が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ新たに設立したものである場合は、設立元事業主及び確認期間中に当該設立元事業主が設立した法人等であつて申請事業主以外のものにおける、確認期間中に	○	*初回の受給資格認定申請書の提出日の6か月前の日から支給申請日までの間に当該認定中小企業者が雇用する

在職及び離職したすべての常用労働者の氏名、離職年月日等が明らかにされた労働者名簿（写）（認定申請書の提出時に提出したものを除く。）		常用労働者及び離職した常用労働者の氏名、離職年月日等が明らかにされた労働者名簿（写）
③対象労働者に係る次の書類		
ロ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）	○	○
ハ 賃金の額、手当等の種類、勤務時間、勤務場所、勤務内容及び雇入れ年月日が明らかにされた採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書（写）	○	○
ニ 出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿等（写）	○	○
ホ 支払われた賃金が明確に記載された賃金台帳等（写）	○	○
ヘ 対象労働者の業務内容、部署を明らかにされた申請事業所の組織図等の書類（写）	○	○
ト 個人別の労働者名簿（写）	○	○
④事業実態及び雇用実態を確認する次に掲げる書類		
イ 給与支払事務所等の開設届出書（写）（所轄税務署の受印があるもの）	○	○
ロ 源泉所得税の領収証書（写）（所轄税務署の樹蔭があるもの）	○	○
ハ 新分野進出等に係る仕入れ及び売り上げに係る伝票（直近1箇月分）等（写）	○	○
ヘ 預金通帳（写）	○	○
⑤その他担当センター統括所長が必要と認める書類	○	○

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

#### （福岡センター）

表4のとおり、助成金の支給申請に当たり同センター独自の判断により、再度、受給資格認定申請の添付書類の一部の提出を求めている。

表4 福岡センター独自の判断により受給資格認定申請及び支給申請の両方に添付を求めている書類

① 賃金助成額算定書
② 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の事業主控（写）
③ 労働保険料の納付書、領収書（写）
④ 通常賃金時間額を用いた賃金助成算定書（認定申請直近の確定保険料を有しない場合）

（注）当省の調査結果による。

本件について、福岡センターは、「助成金の支給申請に当たり、上記の書類が添付されていれば、確認がスムーズに行えることから、センター独自の判断により提出を求めている。しかし、これらの添付書類は、受給資格認定申請時のものを確認すれば足りるので、

助成金支給申請時の再添付を省略できるとも判断される」としている。

本助成金の受給に当たっては、上記1のとおり、中小企業労働力確保法に基づく都道府県知事による改善計画の認定を受けた上で、さらに受給資格認定申請書及び支給申請書を提出する必要があるが、①平成19年度における事業執行率が30%と低調であり、表5のとおり、調査した8地方センターのうち宮城センターを除く7地方センターが、その原因として「申請手続きの煩さ」を挙げていること、②平成20年度に東京センターが行った「キャリア形成促進助成金等のアンケート結果報告書」によると、70事業主中5事業主が申請手続きの簡素化を要望しているなどの状況からみて、本助成金の利用を促進するためにも、申請者の負担軽減を図ることが肝要であり、申請に伴う添付書類の徹底した見直し等申請書類の簡素化を行う必要があるとみられる。

表5 本事業の低調な原因として挙げた地方センターの見解

地方センター	内 容
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の支給申請に当たっては、事前に中小企業労働力確保法に基づき北海道知事による改善計画の認定を受けなければならない、さらに事業内職業能力開発計画及び年間職業能力開発計画を作成する労力を要する。</li> <li>異業種または新分野へ進出した企業の経営基盤が弱く、本事業に定める能力開発にまで至らない。</li> </ul>
東京	<ul style="list-style-type: none"> <li>本助成金を受給する場合には、受給資格申請の前に都道府県知事による改善計画の認定を受ける必要があるなど、同じキャリア形成促進助成金の「訓練等支援給付金(20-085)」よりも申請手続きが煩さである。</li> <li>平成20年度からは、「訓練等支援給付金(20-085)」の助成率が上がった(「成長力底上げ戦略」による22年3月31日までの暫定措置)結果、両者の相違がなくなった。</li> </ul>
愛知	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事による改善計画の認定を受けてまで当該助成金を受給する事業主は少ない。</li> <li>新規進出等の場合、人材の確保が優先し、その者の訓練まで行う余裕がない。</li> </ul>
大阪	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練の種類及び実施に応じて書類を提出しなければならない、その労力に見合うだけの支給金額ではないと事業主が判断していると考えられる。</li> <li>改善計画の認定を必要としない他のキャリア形成促進助成金を利用するなどの判断を事業主がしていると考えられる。</li> </ul>
広島	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリア形成促進助成金のうち、本助成金のみが、雇用管理の改善を実施するための改善計画について都道府県知事の認定を事前に受ける必要がある。キャリア形成促進助成金の中でも、助成率が大きく相違せず、また手続きも比較的簡便な「訓練等支援給付金(20-085)」や「職業能力評価推進給付金(20-086)」等を選定する事業者が多い。</li> </ul>
香川	<ul style="list-style-type: none"> <li>当助成金の支給申請を行うには、まず都道府県で実施計画の認定をする必要があるが、その手続きが複雑なため事業者単独での利用が難しいと思われる(現在、支給申請を行っている事業者も、認定計画は組合で作成している)。</li> <li>創業して間もない事業者が、社員の職業訓練について考えることは少ないと思われる。</li> </ul>
福岡	<ul style="list-style-type: none"> <li>本助成金は、受給資格申請書を提出する前に、都道府県知事による改善計画の認定が必要であり、かつ当該認定に長期を要するなど、助成金受給のための申請手続きが非常に煩さである。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。